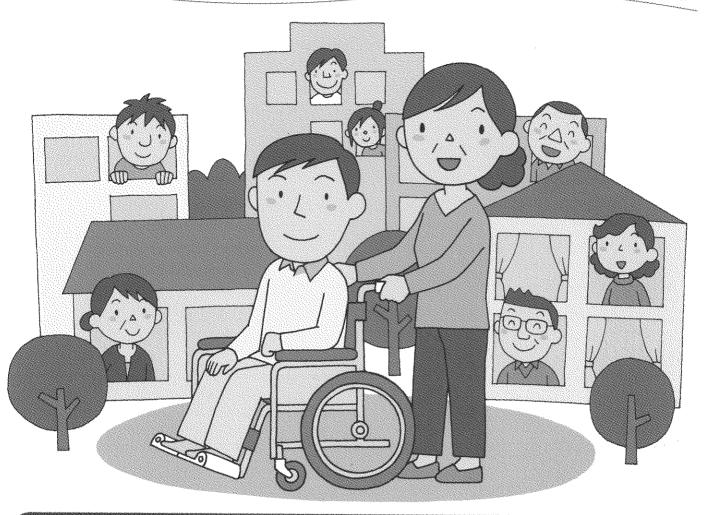
みんなで 防ごう

だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう



## 「障害者虐待防止法」をご存じですか?

障害者への虐待は、絶対にあってはならないことです。虐待は、特定の人や特定の家庭や場所で起こるものではありません。どこの家庭でも起こるかもしれないのです。本人が気づかぬうちに虐待している、また、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がないために被害を訴えられないことも多いのです。虐待をもっと身近な問題としてとらえ、個人として、また社会として予防や草めの対応に勢めなければなりません。障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。「見て見ぬふり」は、虐待を許しているのと同じことです。みんなで協力して、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

福島県

## 障害者信徳性法とは?

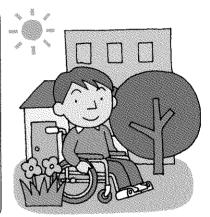
## 

障害者虐待防止法 (正式には 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」) は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。 障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

## 対象となる障害者とは

淡のような障害のある人 (18 歳未満の人も含む) が障害者虐待防止法の対象となります。

| 身体障害者           | 業に手や定、首、茸、内臓機能などに障害があり、日常<br>生活や社会生活に接助が必要な人。          |
|-----------------|--|
| 知的障害者           | 全に先天的また出生のときなどに脳が障害を受けて丸的<br>な発達が遅れ、目常生活や社会生活に援助が必要な人。 |
| 精神障害者 (発達障害を含む) | 全に統合失調症、うつ病、首閉症など病気や脳機能の障害で、目常生活や社会生活に接助が必要な人。         |
| その他             | 心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会<br>生活が困難で援助が必要な人。             |



## 3 種類の障害者虐待

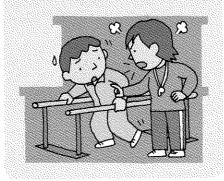
**| 造業者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。** 

## 電電子による

障害者の生活の世話や金銭の 管理などをしている家族や親族、 同居する人による虐待のことです。



障害者福祉施設や障害福祉 サービスの事業所で働いている職 員による虐待のことです。



## 

障害者を雇って働かせている事 業主などによる虐待のことです。



<sup>※</sup> 魔裳者手臓を散得していない場合も含まれます。

## こんなことは虐待になります!

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが量なって行われている場合もあります。

## (1)身体的虐害

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また 正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。



### 例えば

- 中手打ちにする● 酸る● 蹴る● つねる
- >縛りつける ●閉じ込める ●常要な薬を飲ませる など

## 2件的虐待

障害者に無理やり (また同意と見せかけ) わいせつなことを したり、させたりする こと。



#### 例えば

- ●性交 ●性器への接触 ●鞭にする ●キスをする
- ●障害者にわいせつな話をする、映像を見せる など

## (3) 心里的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、 精神的な苦痛を与えること。



#### 例えば

- ◎怒鳴る ◎ののしる ◎悪口を言う ◎仲間に入れない
- ●子どもあつかいする ●わざと無視する など

## 4 放棄・放任(ネグレクト

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や 介助をほとんどせず、 障害者の心身を衰弱 させること。



## 例えば

- ★ 十分な食事を与えない
  本常な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

## 5経済的虐待

本人の同意なしに 障害者の財産や年金、 賃金などを使うこと。 また障害者に理由な く金銭を与えないこと。



#### 例えば

- 年金や賃金を渡さない 勝手に財産や預貯金を使う
- ●日常生活に必要な金銭を与えない など

## セルフネグレクトとは?

障害者本人が、首らの生活や健康などをそこなう状態のままで放置している場合があります。これをセルフネグレクト(自己による放任)といいます。①~⑤の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要となります。

# 虐待を見述さないことが 大切です

## 虐待を見つけたらすみやかに通報してください

障害者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに市区町村の担当窓口に通報してください。虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの草めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながるのです。



## 障害者虐待に気づくためのチェックリスト

※ 複数の賃首に当てはまる場合は、着待の疑いがそれだけ濃いと判断できます。また、これらはあくまで例なので、完全に当てはまらなくても清待がないと考えず、似たようなサインにも洋意深く首を向ける必要があります。

## [身体的虐待のサイン]

- □ 様に小さな傷がしばしばみられる。
- □ 太ももや二の腕の内側、背中などに傷などがみられる。
- □ 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- □ 顗、顔、頭皮などに傷がある。
- □お尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- □ 
  急におびえたり、こわがったりする。
- □施設や職場へ行きたがらない。
- □傷やあざの説前のつじつまが合わない。
- □ 手をあげると、顔をかばうような格好をする。
- □ おびえた影情をよくする、為に木袋がる、農える。

- □ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをため らう。
- □ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容がつじつまが合わない。



## 性的虐待のサイン

- □ 常直蒸な夢き芳をする、ずっと確っていられない。
- □ 前門や性器からの出血、傷がみられる。
- □性器の痛み、かゆみを訴える。
- □ 鬱におびえたり、こわがったりする。
- □ 周囲の人の体をさわるようになる。
- □ 卑猥な言葉を発するようになる。

- □ ひと首を避け、ひとりで部屋にいたがるようになる。
- □ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをため らう。
- □ 睡齢が木塊前になる、夢にうなされる。
- □ 罹器を首分でよくいじるようになる。

## Efteliklitatbe

虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されていても障害者が SOS を出さなかったりするケースがよくあります。そのため虐待を早期に発覚するには、小さなサインを見逃さないことが大切です。地域の住民や家族会、障害福祉関係者、警察、弁護士、医療機関などで協力し、自ごろから障害者をとりまく環境を注意深く見守ることができるネットワークづくりを自指しましょう。



## 心理的虐待のサイン

- □かきむしり、かみつきなど、対撃的な態度がみられる。
- □・睡眠が木規則になる、夢にうなされる。
- □体を小さく縮める。
- □ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状 を起こす。
- □ 資統の変化が激しい、過資や拒倒がみられる。
- □首分で首分の様を続つける行為がみられる。
- □ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、 表情がなくなる。
- □衛軍が本自然に増えたり、減ったりする。





## 放棄・放任のサイント

- □ 体から異臭、髪の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常。
- □ 部屋から異莫、部屋がひどく散らかりゴミを放 置している。
- □ ずっと同じ脱を着ている、汚れたままのシーツや下着。
- □ 体量が増えない、お菓子しか食べていない、ほかではよく食べる。
- □ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる。
- □ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を すすめても行っていない。
- □学校や職場に出てこない。
- □ 支援しようとする人に会いたがらない、話したが らない。

## 経済的虐待のサイン」

- □働いて賃金を得ているはずなのに身なりが賛しい。
- □お金を使っている様子がみられない。
- □目常生活に必要な金銭を渡されていない。
- □ 着釜や賃釜がどう管理されているのか本人が知らない。
- □サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- □もっている資産と生活状況との落差が激しい。
- □ 親が本人の作金を管理し遊びや生活費に使って いるように覚える。

# 虐待の通報・届け出からの

ただけで発覚した人からの通報や、を持を受けた障害者本人からの属け出には、市区町村がで心 となって対応します。冷などにかかわるような繁急事態もあるので、まずは障害者の安全を最優先 に考えます。そして、障害者を支援しながら、家族など虐待する側の支援体制も整えていきます。

## **障害者虐待への対応**(養護者による虐待の場合)

虐待を発見した人

虐待を受けた人(障害者本人)

属け出

市区町村の「市町村障害者虐待防止センター」が通報や 届け出の窓口となります (P8 参照)

●通報や届け出を受け付けます。 ●受け付けした内容を記録します。

## 通報や届け出の内容を検討します

通報や届け出の事実確認をします

今後の対応について協議します

障害者の安否が気づかわれるときなどは 「立入調査(安否確認)」をします

障害者の保護

(P7参照)

障害者への支援

(P7参照)

養護者への支援

(P7 参照)

成年後見制度の活用

定期的な訪問や調査などで虐待の再発を防ぎます

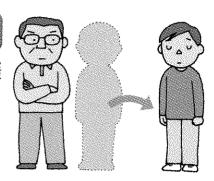
## 通報や届け出をした人の情報は守られます

**満着の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市区前村の職員に** は守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解 雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。

# 信待される人」「信待してしまう人」の両方を救うために

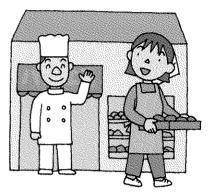
## 

障害者の満などにかかわる繁急事態には、安全確保のために障害者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障害者と養護者との商会を制限することもあります。



障害者を養護者から保護する必要がない場合でも、炎のような 支援が行われます。

- ●地域で自立した生活ができるように居住の場の確保や就業の支援
- ●適切な障害福祉サービスの利用を促進する支援
- ●医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援



## TEANS.

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の入間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



## ●養護者が虐待者にならないために

## (介護の負担を軽くする)

障害者の短期入所など障害福祉のサービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、 冷静になれる時間や保息できる時間をつくる。

## (心のケアを大切にする)

カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

## (知識や技術を増やす)

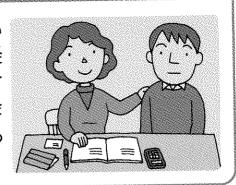
障害に関する介護への知識や技術不足が虐待 につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

## (状況に応じた専門的支援をする)

病気や経済的問題など養護者自身が支援を 必要としている場合は、それぞれに適切な対応 を考えるために、専門機関からの支援を行う。

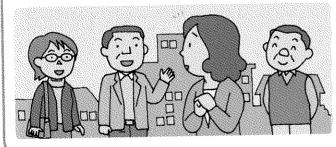
## 成年後見制度を活用しましょう

知的障害や精神障害などによって判断能力が干分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害者を保護するために市区町村長の判断で利用をはじめることができます。



## 虐待の問題を抱え込まないでください!

たりせず、地域社会の支援を受けながら虐待にかかわる問題を解決していきましょう。



| マニハ     | んな文法が11424にている9                           |
|---------|---|
| 植談慈白    | 障害者虐待に関する相談は24時間・<br>365日いつでもできます。        |
| 家庭訪問    | 虐待や虐待のおそれのある家庭へ相談支<br>接尊門員が訪問して支援をします。    |
| 保護体制    | 繋急な保護が必要なときに障害者を受け<br>入れる支援をします。          |
| カウンセリング | を受けた障害者や虐待をした家族などは、医師などによるカウンセリングが受けられます。 |

- 4 か主権が続われています

## 「市町村障害者虐待防止センター」にご抱談ください!

障害者の虐待にかかわる通報や儲け出、支援などの相談は、市 前村障害者虐待防止センターまでお寄せください。 勇気をもって、 障害者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。



## 「これって虐待かも……」と思ったら

- ●家庭及び障害者福祉施設における虐待についての通報・届出・相談は、 お住まいの市町村の障がい者虐待防止センター (別添一覧参照) へお願いします。
- ●職場における虐待についての通報・届出・相談は、 福島県障がい者権利擁護センター (別添一覧参照) までお願いします。

ばん ほうこう などきんきゅう ほ ご ひつよう ば あい ばん き とく しょびょう ば あい ばんっうほう ※現に、暴行されている等緊急に保護が必要な場合は110番、危篤な傷病がある場合は119番通報をしてください。

※この冊字は、厚笙勞働省「市前村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



**FONT** ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。





「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を 公表するものとする。)

|   |                       | 平成24年度                             | 平成25年度  | 平成2             | 6年度                       | 平成27年度      |                           |                  | 平成28年度                 |   |  |
|---|-----------------------|------------------------------------|---|-----------------|---------------------------|-------------|---------------------------|------------------|------------------------|---|--|
| 1 | 件数                    | 1件                                 | 1件  | 21              | 2件                        |             | 3件                        |                  |                        | 2件  |  |
| 2 | 虐待の種<br>別             | 身体的虐待                              | 心理的虐待   | 身体的虐待           | 身体的虐待                     | 身体的虐待       | 性的虐待                      | 経済的虐待            | 身体的、心理<br>的、性的虐待       | 心理的虐待   |  |
| 3 | 虐待があっ<br>た施設等<br>の種別  | 生活介護                               | 生活介護  | 障害者支援施<br>設     | 就労継続支援<br>B型              | 障害者支援施<br>設 | 障害者支援施<br>設               | 障害者支援施<br>設      | 生活介護                   | 就労継続支援<br>B型  |  |
| 4 | 虐待を行っ<br>た従業員<br>等の職種 | 生活支援員                              | 施設職員等   | 生活支援員           | 生活支援員                     | 相談支援専<br>門員 | 相談支援専<br>門員               | サービス管理 責任者       | 施設職員等                  | 施設職員等   |  |
| 5 |                       | 県から施設へ<br>改善計画の<br>提出を求め、<br>措置済み。 | 聞取り調査に<br>入り、事情を<br>確認の管理<br>施設の管理<br>者は事後<br>の<br>る旨の回<br>答。 | 適切な対応と<br>改善報告の | 調査を行い、<br>適切な対応と<br>改善報告の |             | 調査を行い、<br>適切な対応と<br>改善報告の | 施設に対する<br>調査を行い、 | 確認。<br>施設の管理<br>者は事実を認 | 施設に対する。<br>調査を対応心<br>対のを対応の<br>ものでは<br>を<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>る<br>き<br>に<br>が<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は<br>は |  |

### 【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

| 年度       | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談・通報 件数 | 37     | 35     | 44     | 36     | 64     |

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を 公表するものとする。)

|   |                       |                                    | 平成29年度        |   |                           |               |   |   |              | 平成30年度  |                                     |   |  |  |
|---|-----------------------|------------------------------------|---------------|---|---------------------------|---------------|---|---|--------------|---|-------------------------------------|---|--|--|
| 1 | 件数                    |                                    | 6件            |   |                           |               |   |   |              | 5件  |                                     |   |  |  |
| 2 | 虐待の種<br>別             | 身体的                                | 身体的、心理<br>的虐待 | 身体的、心理<br>的虐待                             | 心理的虐待                     | 身体的、心理<br>的虐待 | 性的虐待  | 心理的虐待   | 心理的虐待        | 心理的   | 身体的、心理<br>的、放棄放任                    | 身体的虐待   |  |  |
| 3 | 虐待があっ<br>た施設等<br>の種別  | 障害者支援<br>施設                        | 療養介護          | 療養介護                                      | 生活介護                      | 生活介護          | 放課後等デイサービス                                  | 児童発達支援、放課後等<br>デイサービス                                 | 就労継続支援<br>B型 | 児童発達支援  | 生活介護、施<br>設入所支援                     | 就労継続支援<br>B型  |  |  |
| 4 | 虐待を行っ<br>た従業員<br>等の職種 | 施設職員                               | 看護師           | 看護師                                       | 生活支援員                     | 生活支援員         | 児童発達管<br>理責任者                               | 管理者   | 職業指導員        | 児童指導員   | 生活支援員                               | 管理者   |  |  |
| 5 | 虐待に対し<br>て採った措<br>置   | 施設の管理<br>者は事実を認<br>め、今後改善<br>する旨の回 | 適切な対応と        | 確認。<br>施設の管理<br>者は事実を認<br>め、今後改善<br>する旨の回 | 調査を行い、<br>適切な対応と<br>改善報告の | 適切な対応と        | 調査を行い、<br>適切な対応と<br>改善報告の<br>提出指示及<br>び改善状況 | 施設に対する<br>調査を行い、<br>適切な対応と<br>改善報告の<br>提出指示及<br>び改善状況 | 確認。<br>施設の管理 | 入り、事情を<br>確認。<br>施設の管理<br>者は事実を認<br>め、今後改善<br>する旨の回 | 施設に対する<br>調査を行い、<br>適切な対応と<br>改善報告の | 聞取り調査に<br>入り、事情を<br>確認の管理<br>者は事後改事<br>者よる旨の回<br>答。 |  |  |

### 【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

| 年度      | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|
| 相談・通報件数 | 69     | 38     |

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を 公表するものとする。)

|   |                       |  | 令和元年度                            |                                  |  |             |               |   |                  |              |  |  |
|---|-----------------------|--|----------------------------------|----------------------------------|--|-------------|---------------|---|------------------|--------------|--|--|
| 1 | 件数                    |  | 8件                               |                                  |  |             |               |   |                  |              |  |  |
| 2 | 虐待の種<br>別             | 心理的虐待                                      | 身体的虐待                            | 性的虐待                             | 身体的、心理<br>的虐待                              | 心理的虐待       | 身体的·心理<br>的虐待 | 心理的虐待   | 身体的·心理<br>的虐待    | 身体的虐待        | 心理的虐待  |  |
| 3 | 虐待があっ<br>た施設等<br>の種別  | 療養介護                                       | 障害者支援<br>施設                      | グル―プホー<br>ム                      | 生活介護                                       | 障害者支援<br>施設 | 生活介護          | 重度訪問介 護   | 障害者支援<br>施設      | 就労継続支援<br>B型 | 障害者支援施<br>設、自立訓練<br>(生活)                           |  |
| 4 | 虐待を行っ<br>た従業員<br>等の職種 | 看護師  | 生活支援員                            | サービス管理 責任者                       | 生活支援員                                      | 生活支援員       | 生活支援員         | ヘルパー  | 生活支援員            | 職業指導員        | 生活支援員  |  |
| 5 | 虐待に対し<br>て採った措        | 入り、事情を<br>確認。<br>施設の管理<br>者は事実を認<br>め、今後改善 | 入り、事情を<br>確認。<br>施設の管理<br>者は事実を認 | 確認。<br>施設の管理<br>者は事実を認<br>め、今後改善 | 入り、事情を<br>確認。<br>施設の管理<br>者は事実を認<br>め、今後改善 | 者は事実を認      | 調査を行い、        | 聞取り調査に<br>入り、事情を<br>確認の管理<br>者は、今後<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>き<br>を<br>を<br>き<br>を<br>き<br>を<br>き<br>を<br>き<br>を<br>き<br>る<br>、<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>る<br>ら<br>る<br>ら | 調査を行い、<br>適切な対応と | 入り、事情を       | 施設に対する<br>調査を行い、<br>適切な対応の<br>改善報告の<br>提出善状<br>び確認 |  |

### 【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

|             | \ 1 I— : 11 / |       |
|-------------|---------------|-------|
| 年度          | 令和元年度         | 令和2年度 |
| 相談•通報<br>件数 | 59            | 91    |

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を 公表するものとする。)

|   |                       |                                 | 令和3年度                           |                                 |  |   |  |  |  |  |  |
|---|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|---|--|--|--|--|--|
| 1 | 件数                    |                                 | 6件                              |                                 |  |   |  |  |  |  |  |
| 2 | 虐待の種<br>別             | 身体的虐待                           | 身体的虐待                           | 身体的虐待                           | 身体的虐待  | 身体的、心理<br>的虐待                                       | 心理的虐待、<br>放棄、放置  |  |  |  |  |
| 3 | 虐待があっ<br>た施設等<br>の種別  | 障害者支援<br>施設                     | 生活介護                            | 療養介護                            | グループホー<br>ム  | グループホー<br>ム   | 就労継続支<br>援B型、グ<br>ループホーム                                   |  |  |  |  |
| 4 | 虐待を行っ<br>た従業員<br>等の職種 | 生活支援員                           | 生活支援員                           | 看護師                             | 生活支援員  | 管理者   | 管理者  |  |  |  |  |
| 5 | 虐待に対し<br>て採った措<br>置   | 施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。 | 施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。 | 施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。 | 施設に対する<br>調査を行い、<br>適切な対応<br>改善報告の<br>提出を指示し<br>た。 | 施設に対する<br>調査を行い、<br>適切な対応と<br>改善報告の<br>提出を指示し<br>た。 | 施設に対する<br>調査を行いと<br>適切な善報告の<br>提出を指示し<br>た。(R5.6.21<br>時点) |  |  |  |  |

### 【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

|             | \ <del>+  <b>-</b>  -                                   </del> |
|-------------|--|
| 年度          | 令和3年度  |
| 相談•通報<br>件数 | 73   |

## 障がい者虐待防止に関する相談・通報・届出窓口

(令和4年12月1日現在)

|         | ī          | <mark>节町村</mark> |                         | 市役所・役場以外の窓口                               |               | 2月1日現在)                 |
|---------|------------|------------------|-------------------------|---|---------------|-------------------------|
| 古町村夕    |            |                  | 括番号                     |   |               | 番号                      |
| 市町村名    | 課名         | 平日               | 夜間休日                    | 施設名等                                      | 平日            | 夜間休日                    |
| 福島市     | 障がい福祉課     | 024-525-3746     | 024-535-1111            | ふくしま基幹相談支援センター<br>(ふくしま障害者虐待防止センター)       | 024-592-2025  | 024-592-2025<br>(留守番電話) |
| 二本松市    | 福祉課        | 0243-55-5113     | 090-3123-2075           | 福島県あだち地域相談センターあだたら<br>(あだち地方虐待防止センター)     | 090-3123-2075 | 090-3123-2075           |
| 伊達市     | 社会福祉課      | 024-575-1274     | 024-575-1111            | ふくしま基幹相談支援センター<br>(ふくしま障害者虐待防止センター)       | 024-592-2025  | 024-592-2025<br>(留守番電話) |
| 本宮市     | 社会福祉課      | 0243-33-1111     | 同左                      | 福島県あだち地域相談支援センターあだたら<br>(あだち地域基幹相談支援センター) | 0243-24-7311  | 090-3123-2075           |
| 桑折町     | 健康福祉課      | 024-582-1134     | _                       |   |               | 024-592-2025<br>(留守番電話) |
| 国見町     | 福祉課        | 024-585-2793     | _                       | ふくしま基幹相談支援センター<br>(ふくしま障害者虐待防止センター)       | 024-592-2025  | 024-592-2025<br>(留守番電話) |
| 川俣町     | 保健福祉課      | 024-566-2111     | 同左                      |   |               | 024-592-2025<br>(留守番電話) |
| 大玉村     | 健康福祉課      | 0243-24-8115     | 0243-48-3131<br>(宿日直対応) | 福島県あだち地域相談センターあだたら<br>(あだち地域基幹相談支援センター)   | 0243-48-3111  | 090-3123-2075           |
| 郡山市     | 障がい福祉課     | 024-924-2381     | 024-924-2491            | 郡山市障害者虐待防止センター                            | 024-921-8341  | 024-921-8341<br>(市役所警備室 |
|         | 保健所保健·感染症課 | 024-924-2163     | (警備室)                   | (郡山市社会福祉協議会内)                             |               | に転送)                    |
| 須賀川市    | 社会福祉課      | 0248-88-8112     | 0248-75-1111<br>(宿日直対応) | 須賀川市障がい者虐待防止センター<br>(すかがわ地方基幹相談支援センター内)   | 0248-94-7094  | 同左                      |
| 田村市     | 社会福祉課      | 0247-81-2273     | 0247-81-1220<br>(警備室)   | 田村地方基幹相談支援センター<br>(田村地方障害者虐待防止センター)       | 0247-61-5056  | 080-5167-5707           |
| 鏡石町     | 福祉こども課     | 0248-62-2110     | 0248-62-2110<br>(宿直対応)  | 鏡石町障がい者虐待防止センター<br>(すかがわ地方基幹相談支援センター内)    | 0248-94-7094  | 同左                      |
| 天栄村     | 住民福祉課      | 0248-82-2115     | 同左<br>(宿日直対応)           | 天栄村障がい者虐待防止センター<br>(すかがわ地方基幹相談支援センター内)    | 0248-94-7094  | 同左                      |
| 石川町     | 保健福祉課      | 0247-26-9123     | 0247-26-2111<br>(役場代表)  | (窓口は石川町役場保健福祉課のみ)                         | 0247-26-9123  | 0247-26-2111<br>(役場代表)  |
| 玉川村     | 健康福祉課      | 0247-57-4623     | 080-5220-4623           | 玉川村虐待防止センター(玉川村健康福祉課内)                    | 0247-57-4623  | 080-5220-4623           |
| 平田村     | 健康福祉課      | 0247-55-3119     | 090-4886-8412           | 平田村虐待防止センター(平田村健康福祉課内)                    | 0247-55-3119  | 090-4886-8412           |
| 浅川町     | 保健福祉課      | 0247-36-4123     | 090-2272-4123           | 浅川町障がい者虐待防止センター<br>(浅川町役場保健福祉課内)          | 0247-36-4123  | 同左                      |
| 古殿町     | 健康福祉課      | 0247-53-4616     | 080-8215-3250           | 古殿町障害者虐待防止センター<br>(古殿町役場健康福祉課内)           | 0247-53-4616  | 080-8215-3250           |
| 三春町<br> | 保健福祉課      | 0247-62-3166     | 0247-62-2111            | 田村地方基幹相談支援センター                            | 0247-61-5056  | 0247-61-5072            |
| 小野町     | 健康福祉課      | 0247-72-6934     | 0247-72-2111            | 田村地方基幹相談支援センター                            | 0247-61-5056  | 0247-61-5072            |
| 白河市     | 社会福祉課      | 0248-22-1111     |                         |   |               |                         |
| 西郷村     | 福祉課        | 0248-25-1509     |                         |   |               |                         |
| 泉崎村     | 保健福祉課      | 0248-54-1333     | 090-8782-5484           | 基幹相談支援センターけんなん<br>(しらかわ地域障害者虐待防止センター)     | 090-8782-5484 | 同左                      |
| 中島村     | 保健福祉課      | 0248-52-2174     |                         |   |               |                         |
| 矢吹町     | 保健福祉課      | 0248-44-2300     |                         |   |               |                         |

## 障がい者虐待防止に関する相談・通報・届出窓口

(令和4年12月1日現在) 市町村 市役所・役場以外の窓口 電話番号 電話番号 市町村名 課名 施設名等 平日 平日 夜間休日 夜間休日 健康福祉課 080-8222-1122 棚倉町 0247-33-2117 町民福祉課 矢祭町 0247-46-4573 080-8222-1122 東白川障がい者虐待防止センター 080-8222-1122 同左 (東白川基幹相談支援センター内) 塙町 健康福祉課 0247-43-2115 080-8222-1122 鮫川村 住民福祉課 0247-49-3112 080-8222-1122 会津若松市 | 障がい者支援課 | 0242-23-4244 0242-39-1111 会津若松市障がい者総合相談窓口 0242-33-5622 同左 喜多方市障がい者総合相談窓口 0241-24-5222 社会福祉課 喜多方市 0241-24-5276 0241-24-5222 0241-24-5276 (喜多方市社会福祉課内) 北塩原村 住民課 0241-23-3113 同左 (窓口は北塩原村役場住民課のみ) 0241-23-3113 同左 同左 同左 (窓口は西会津町役場福祉介護課のみ) 西会津町 福祉介護課 0241-45-2214 0241-45-2214 (宿日直対応) (宿日直対応) 0242-74-1211 窓口は磐梯町役場町民課のみ 磐梯町 町民課 0242-74-1215 0242-74-1215 同左 (宿日直対応) 保健福祉課 (窓口は猪苗代町役場保健福祉課のみ) 猪苗代町 0242-62-2115 同左 0242-62-2115 同左 会津坂下町 生活課 0242-84-1522 同左 (窓口は会津坂下町役場生活課社会福祉係のみ) 0242-84-1522 同左 湯川村 住民課 0241-27-8810 柳津町 町民課 同左 同左 0241-42-2118 (窓口は柳津町役場町民課のみ) 0241-42-2118 町民課 三島町 0241-48-5565 同左 (窓口は三島町町民課のみ) 0241-48-5565 同左 金山町 保健福祉課 0241-54-5131 同左 窓口は金山町役場保健福祉課のみ 0241-54-5131 同左 0241-57-2645 (窓口は昭和村役場保健福祉課のみ) 0241-57-2645 昭和村 保健福祉課 同左 同左 0242-55-1122 0242-55-1145 会津美里町 健康ふくし課 (日直) 健康福祉課 下郷町 0241-69-1199 (窓口は檜枝岐村役場住民課のみ) 檜枝岐村 住民課 0241-75-2502 0241-75-2313 0241-75-2502 0241-75-2313 只見町 保健福祉課 0241-84-7010 健康福祉課 南会津町 同左 0241-62-6170 0244-37-2195 0244-37-2195 相馬市 健康福祉課 0244-37-2109 (窓口は相馬市役所健康福祉課のみ) 0244-37-2109 (日直) (日直) 0244-22-2111 0244-22-2111 社会福祉課 0244-24-5241 0244-24-5241 (日直) (日直) 窓口は 南相馬市役所社会福祉課 小高区役所市民 南相馬市 小高区役所市民総合サービス課 0244-44-6711 0244-44-6711 総合サービス課 鹿島区役所市民総合サービス課 のみ 鹿島区役所市民 0244-46-2112 0244-46-2113 総合サービス課

## 障がい者虐待防止に関する相談・通報・届出窓口

(令和4年12月1日現在)

|      |                            | 市町村                       |                        | 市役所・役場以外の窓口       |              |                      |  |  |  |
|------|----------------------------|---------------------------|------------------------|-------------------|--------------|----------------------|--|--|--|
|      |                            |                           | 5番号                    | 17 区别公开W心上        |              | 番号                   |  |  |  |
| 市町村名 | 課名                         | 平日                        | <del>百年写</del><br>夜間休日 | 施設名等              | 平日           | <del>留写</del> 夜間休日   |  |  |  |
| 広野町  | 健康福祉課                      | 0240-27-2113              | _                      | (窓口は広野町健康福祉課のみ)   | 0240-27-2113 | _                    |  |  |  |
| 楢葉町  | 住民福祉課                      | 0240-23-6102              | _                      | (窓口は楢葉町住民福祉課のみ)   | 0240-23-6102 | _                    |  |  |  |
| 富岡町  | 福祉課                        | 0240-22-2111              | 同左                     | _                 | 0240-22-2111 | 0240-22-2111<br>(日直) |  |  |  |
| 川内村  | 保健福祉課                      | 0240-38-2941              |                        | 窓口は川内村保健福祉課のみ     | 0240-38-2941 | _                    |  |  |  |
| 大熊町  | 保健福祉課                      | 0240-23-7196              | 同左                     | (窓口は大熊町役場保健福祉課のみ) | 0240-23-7196 | 同左                   |  |  |  |
| 双葉町  | 健康福祉課                      | 0240-33-0131              | 0240-33-2111<br>(日直)   | (窓口は双葉町役場健康福祉課のみ) | 0240-33-0131 | 0240-33-2111<br>(日直) |  |  |  |
| 浪江町  | 介護福祉課                      | 0240-34-0238              | 0240-34-2111<br>(日直)   | 窓口は浪江町役場介護福祉課のみ   | 0240-34-0238 | 0240-34-2111<br>(日直) |  |  |  |
| 葛尾村  | 住民生活課                      | 0240-29-2112              | -                      | (窓口は葛尾村役場住民生活課のみ) | 0240-29-2112 | _                    |  |  |  |
| 新地町  | 健康福祉課                      | 0244-62-2931              | 同左                     | 窓口は新地町健康福祉課のみ     | 0244-62-2931 | 同左                   |  |  |  |
| 飯舘村  | 健康福祉課                      | 0244-42-1633              | 0244-42-1611<br>(日直)   | 窓口は飯舘村役場健康福祉課のみ   | 0244-42-1633 | 0244-42-1611<br>(日直) |  |  |  |
|      | 障がい福祉課                     | 0246-22-7486              |                        |                   | _            |                      |  |  |  |
|      | 平地区保健福祉センター                | 0246-22-7457              |                        |                   | _            |                      |  |  |  |
|      | 小名浜地区保健<br>福祉センター          | 0246-54-2111<br>(内線:5166) |                        |                   | _            |                      |  |  |  |
| いわきま | 勿来・田人地区<br>保健福祉セン<br>ター    | 0246-63-2111<br>(内線:5374) | 0246-22-1111           |                   | _            |                      |  |  |  |
| いわき市 | 常磐・遠野地区<br>保健福祉セン<br>ター    | 0246-43-2111<br>(内線:5574) | (警備員室)                 | _                 | _            | _                    |  |  |  |
|      | 内郷・好間・三和<br>地区保健福祉セ<br>ンター |                           |                        |                   | _            |                      |  |  |  |
|      | 四倉・久之浜大<br>久地区保健福祉<br>センター | 0246-32-2114              |                        |                   | _            |                      |  |  |  |
|      | 小川・川前地区<br>保健福祉セン<br>ター    | 0246-83-1329              |                        |                   | _            |                      |  |  |  |

| 福島県障がい者権利擁護センター | 福島県保健福祉部障がい福祉課 | 024-521-8419 |
|-----------------|----------------|--------------|
|-----------------|----------------|--------------|